

シェアサイクルの利用・普及促進に向けた  
公有地貸出先企業等の募集に関する要項

令和7年12月

京都市建設局自転車政策推進室

## 第1章 募集の概要

### 1 趣旨

本件は、公共交通を補完し、市民等の利便性の向上に繋がるシェアサイクルの更なる利用・普及促進を目指して、サイクルポートの設置促進を図るため、京都市（以下「本市」という。）が所管する公有地（公有財産の敷地及び道路敷地、都市公園等）を有償で使用するシェアサイクル事業者（以下「企業等」という。）を募集するものです。

### 2 貸出期間

令和8年4月頃から令和13年3月31日まで（予定）

### 3 貸出の相手方

サイクルポート設置のために公有地の貸出しを希望する企業等

### 4 貸出箇所

資料1 貸出公有地一覧を御参照ください。

### 5 公有地の貸出単位の考え方

各貸出公有地は、第5章「決定方法等」に基づき、貸出しの相手方に決定した企業等に区画単位で貸し出します。

### 6 貸出公有地の使用目的

サイクルポートの設置及びシェアサイクル運用のための使用に限ります。

※特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は対象外

#### (1) 想定される設置物

ア 自転車及び駐輪ラック

※ 自転車は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車とします。また、あらかじめ本市の承諾を得た場合を除き、原則、駐輪ラックを設置することとしますが、駐輪ラックを使用しない企業等については、使用する区画に線を引いて囲うなど、他の区画と明確に区分してください。

イ 案内看板

設置する案内看板は、周囲の景観と調和が取れた、周辺景観にふさわしいデザイン及び設置位置とし、必要に応じて関係部署と協議を行ってください。

#### (2) 使用許可等の対象範囲

設置物を設置しない範囲も含めた区画面積が使用許可等の対象となり、使用料等が発生します。

## 7 公有地の貸出しに係る根拠法令等

### (1) 公有財産（行政財産及び普通財産）

ア 本市所管の公有財産

京都市公有財産規則

第18条「使用許可の基準」

地方自治法

第238条の4「行政財産の管理及び処分」

第238条の5「普通財産の管理及び処分」

イ 本市交通局所管の公有財産

京都市交通局公有財産及び物品管理規程

第8条「使用許可の範囲」

ウ 本市上下水道局公有財産及び物品規定

第2条「使用許可の範囲」

### (2) 認定道路（道路敷地）

ア 京都市道路占用規則

第4条「占用許可の基準等」

### (3) 都市公園

ア 都市公園法

第5条「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」

## **第2章 応募資格等**

公有地の貸出しを希望する企業等は、以下1に掲げる応募資格及び2に掲げる本市のシェアサイクル運営基準を全て満たしている必要があります。

### **1 応募資格**

本件募集に係る応募資格は、以下の(1)に掲げる要件をいずれも満たしていることを条件とし、資格の確認は、第4章1に定める応募書類で行います。

また、複数の企業等が共同企業体を結成し、応募することも可能ですが。この場合、共同企業体を構成する全ての企業等が以下の(1)の条件を満たす必要があります。

#### (1) 応募資格要件

ア 応募企業等は法人その他の団体であること（個人での応募は不可）。

イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

ウ 本市の定める公有地の使用許可等の条件及び関係法令等を遵守できる者であること。

エ 契約を締結する能力を有する者又は代表者が、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条

第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

ケ 団体又はその代表者が、京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

コ 本市の競争入札参加有資格者であること。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本募集においては、競争入札参加有資格者とみなします。

サ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に定める競争入札参加停止処分を受けていないこと。

※ 提出日から書類の確認終了までの間に、参加停止処分を受けた場合は、その時点で失格とします。

シ 法人、団体又はその代表者が、次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 市民税及び法人市民税、固定資産税、都市計画税

(エ) 水道料金及び下水道使用料

## (2) 共同企業体で応募する場合の留意事項

ア 複数の企業等で共同企業体を結成する場合、当該企業等は単独又は異なるグループでの応募はできません。

イ 書類提出後、構成企業等の変更は原則として認めません。

ウ 共同企業体の代表となる企業等を定め、公有地の使用等に関する手続を行ってください。

エ 共同企業体を構成する全ての企業等は、公有地の使用及びそれに伴う責務の履行に関して連帯して責任を負うものとします。

## (3) 欠格事項

下記に欠格事項を定め、該当する場合は失格とします。

ア 応募書類等に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

イ 本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触した場合

ウ 労働諸法や個人情報保護法、その他法令に違反している場合

エ その他、著しく信義に反する行為があった場合

## 2 本市のシェアサイクル運営基準

### (1) 事業の実績等

ア 応募時点において、京都市内に30か所以上のサイクルポートを設置し、運用していること。

- イ 他の自治体と連携し、シェアサイクルに関する社会実験（実証実験）又は本格実施、あるいはシェアサイクルの利用・普及促進に関する包括連携協定等の締結実績があること。
- (2) 事業収支見通し  
応募時点において、応募者のシェアサイクル事業が安定して継続できる見込みであること。
- (3) 事業運営  
ア 市内在住者、通勤・通学者、観光客など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムにすること。  
イ ICカードの即時利用等、スマートフォン以外でも利用ができるよう努めること。  
ウ 原則として、全日（1日24時間・年間365日）の利用が可能なこと。ただし、利用日時等の制限がある場合は、利用者に混乱が生じないよう適切に周知すること。  
エ 利用者の多様なニーズに応えるため、時間単位等多様な料金プランの提供に努めること。
- (4) 維持管理  
ア 利用者に対して、車両を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート外への放置が確認された場合は、企業等が速やかに回収すること。  
イ 利用者が違法及び迷惑駐輪を起こさないよう、駐輪場案内等に努めること。  
ウ サイクルポートに本事業とは関係ない自転車が駐輪されないよう工夫し、駐輪された場合は、速やかに適切な対応を行うこと。  
エ 本市の公有地にサイクルポートを設置する場合は、あらかじめ京都市の承諾を得た場合を除き、原則、駐輪ラックを設置するとともに、区画線を引くなど、他の区画と明確に区分すること。  
オ 自転車や駐輪ラック、看板は景観との調和に配慮したデザイン及び設置位置とすること。  
※看板などの掲示物に関して、景観等の理由により、変更をお願いする場合があります。  
カ サイクルポート設置場所及びその周辺を常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。  
キ 自転車及び駐輪ラックについては、(公財)日本交通管理技術協会の認定を受けた自転車安全整備士等、技術力を持った者が点検を行い、点検内容について、記録すること。  
ク 自転車の防犯登録を行い、盗難対策を講じること。  
ケ 関係法令に基づき、使用する自転車は、十分な傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- (5) 運営体制等  
ア 安心・安全なシェアサイクル事業が運営できるよう、運営体制を構築し、適正な人員配置を行うこと。  
イ 利用者からの問合せに24時間対応できるような体制の構築に努めること。  
ウ 英語等の外国語にも対応すること。  
エ 利用者への自転車利用ルール・マナーの周知・啓発を行うこと。  
オ サイクルポートに企業等の名称、連絡先、利用方法等を表示した案内板を設置する等、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないよう、工夫すること。  
カ 個人情報は、関係法令に基づき、適切に取り扱うこと。
- (6) ポート設置計画  
地域特性を踏まえたサイクルポートの設置を検討し、本市の公共交通の補完に努めること。

### 第3章 公有地の使用料等

#### (1) 概要

各公有地の使用料等は、使用料（基本分）と使用料（増加分）に分けて、年度ごとに納入していただきます。

＜考え方＞

**基本分**：本市が示す最低使用料（年額）を上回る金額を企業等から提案していただき、本市が定める納期限までに、当該年度分を一括して納入いただくもの。

（参考：本市が定める使用許可及び貸付契約に係る納期限の考え方）

区分	納期限
ア 当該年度に係る使用期間（貸付期間）が1年である場合	使用許可に係る通知を発した日（貸付契約の締結日）の翌日、又は年度の初日から起算して30日以内
イ ア以外の場合	使用許可に係る通知を発した日（貸付契約の締結日）の翌日、又は年度の初日から起算して10日以内

※ 納期限が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日を納期限とします。

**増加分**：収益（支出<収入）が出ている場合、その10%（定率）を納入いただくもの。

納期限は、翌年の4月末日とします。

※ 納期限が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日を納期限とします。

#### (2) 使用料（基本分）

企業等が貸出しを希望する公有地ごとに、別紙1「公有地使用申込書兼使用料（基本分）申出書」を作成し、使用料を提案してください。

**※ 記載金額は最低使用料（年額）を上回る金額としてください。**

#### (3) 使用料（増加分）

公有地ごとのシェアサイクルの収支実績において、利益（支出<収入）が出ている場合、その10%（定率）の額を納入していただきます。

なお、収入及び支出として算出する主なものを以下に記載します。詳細は本市と協議のうえ決定することとします。

収入：当該公有地のシェアサイクル利用料収入、広告料等その他の収入

支出：① 本市に納入する使用料

② 当該公有地のポート運営に要する費用（サイクルポートごとの費用が明らかであるもの。駐輪ラックの減価償却費、固定資産税など）

③ シェアサイクルの運営に要する費用（サイクルポートごとの費用が明らかでないものの。自転車の再配置に要する費用、ポート清掃・維持管理費、システム運営費、人件費など）は、ポート数や利用自転車台数等による按分など、合理的に算出されていると本市が認める場合に支出に計上できることとします。

#### (4) 留意事項

ア 原則、使用許可等の開始日から使用料（基本分）が発生します。

イ 使用料（基本分）については、固定資産評価額が3年に1回見直されるため、本市の算定

基準により、年度ごとに算定した最低使用料（年額）と提案金額を比較し、より高い金額を使用料とします。

ウ 行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付に関して、公有地1箇所当たりの単年度の目的外使用料（年額）もしくは賃料（年額）が50万円以上となる場合、使用に当たり、保証人を立てていただきます。使用することが決定した後、保証契約を締結し、「標準保証書」を提出いただきます。

なお、保証人は次に掲げるいずれの資格を満たす必要があります。

- (ア) 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること。また、可能な限り、本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること。
- (イ) 使用料（年額）の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※ 保証人を立てることが困難である場合は、保証金として、使用料（年額）もしくは賃料（年額）の4分の1の保証金を納付してください（保証金に係る詳細は、「(資料2) 行政財産の目的外使用許可に係る許可条件」15～18、「(資料3) 土地賃貸借契約書（サンプル）第8条～第11条」を御確認ください。）。

## 第4章 応募書類等

第2章に掲げる応募資格等について、以下の書類を提出してください。

※ 過去、当室が実施する「シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地貸出先企業等の募集」に応募され、本市公有地の使用実績のある事業者については、★印の付いた資料のみ提出してください。ただし、★印が付いていない資料であっても、この間、内容の変更等が生じている場合は御提出ください。

### 1 応募書類及び応募手続等について

#### (1) 応募書類及び提出部数

ア 応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出期間内に遅滞なく提出してください。

(ア) 応募資格に関する申出書（第1－2号様式）及び添付資料【2部】

(イ) シェアサイクル運営基準確認書（第2－2号様式）【2部】

※ 自由記述欄で任意の資料を提出される場合も、同様の部数を御用意ください。

<第2－2号様式の添付資料>

a 他の自治体等における包括連携協定書等の写し【1部】

※ 代表事例1例を御提出ください。

※ 包括連携協定書等の写しの提出が難しい場合は、協定を締結していることが分かる資料を御提出ください。

b 貸出公有地における事業収支等計画書（第3－2号様式）【2部】★

※ サイクルポートの設置を希望する公有地ごとの収支等計画について記載してください。

c サイクルポートの設置状況が分かるイメージ写真【1部】

※ 現在、本市内に設置しているサイクルポートのうち1例を提出してください。

- d サイクルポートに設置する設備の仕様（自転車、ラック、看板等）★
- e 自転車防犯登録カードの写し【1部】
  - (★…応募時点で既提出分の自転車を現在使用していない場合は御提出ください。)
  - ※ 現在、本市内で使用している自転車1台分の書類を提出してください。
- f 自転車保険（傷害保険、賠償責任保険等）に加入していることを証明する書類
  - (★…応募時点で既提出分の保険の期限切れ等の場合は御提出ください。)
- (a) TSマーク付帯保険の場合
  - …TS付帯保険加入申請書の写し及び貼付写真【各1部】
- (b) その他保険の場合…保険証券等の写し【1部】
  - ※ 現在、本市内で使用している自転車1台分の書類を提出してください。
- (ウ) 決算報告書（過去3期分、任意様式）【2部】
  - (★…前回提出済みの事業者は令和6年度分のみ御提出ください。)
- (エ) 共同企業体結成申出書（第4号様式＜共通様式＞）【1部】
  - (★…新たに結成する場合は御提出ください。)
  - ※ 代表企業となる者が作成し、提出してください。
- (イ) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方は、アに掲げる書類に加えて、次の書類も併せて提出してください。
  - なお、共同企業体を結成する企業等のうち、京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方も提出してください。
- (ア) 登記事項証明書（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）【1部】
- (イ) 国税及び市税等の納税証明書（直近3か年分の未納がないことの証明）【各1部】
  - (★…前回提出済みの事業者は令和6年度分のみ御提出ください。)
- (ウ) 誓約書（第5号様式＜共通様式＞）【1部】★
- (エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【1部】★
  - ※ (ア)、(イ)の書類は、写しも可とします。
  - ※ (エ)について、本市に事務所を置かない企業等は、併せて事務所所在地の自治体における納付証明書を提出してください。

## (2) 応募書類の様式等のダウンロード

京都市情報館（本市ホームページ）内「入札・公募型プロポーザル情報（建設局）」の「シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地の貸出しについて」のページからダウンロードしてください。

【京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報（建設局）】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000348245.html>

※ (4)ウに掲げる「質問への回答の公表」についても、このページから御覧ください。

## (3) 応募手続

ア 応募（書類提出）期間

令和7年1月28日（月）から令和7年2月25日（木）【必着】

イ 応募書類提出方法

郵送又は持参とします。

※ 郵送の場合、提出期間に余裕をもって提出し、期間内必着でお願いします。また、ウの提出先まで電話連絡のうえ、到達確認をしてください。

※ 持参による提出可能時間は期間内開序日（土曜日、日曜日、祝日を除く日）の午前9時～午後5時とします（時間内厳守）。

ウ 応募書類提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎3階

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、國近）宛

TEL：075-222-3565

(4) 質問の送付及び回答について

ア 提出期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月12日（金）

※ 期間外の質問は一切受け付けません。

イ 質問送付方法

電子メールの本文に質問を記載し、送付してください。

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、國近）宛

メール：[jitenhaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)

ウ 質問への回答・公表

令和7年12月17日（水）までに京都市情報館（本市ホームページ）に掲載します。

## 2 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 応募に必要となる費用は全て企業等の負担とします。
- (3) 応募書類等の提出期限以降の変更、修正、差替え又は再提出は認めません。ただし、書類の不備等に対しての補完及び追加資料の提出等を求める場合はこの限りではありません。
- (4) 企業等の決定は第5章に基づいて行い、公有地貸出先としてふさわしいと判断した場合は、貸出相手方として決定し、その旨を文書で通知いたします。
- (5) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 提出された書類は、京都市情報公開条例の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、書類の確認期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としません。
- (7) 貸出先の決定後、当該企業等が辞退の意向を示した場合
  - ア 当該企業等へ損害賠償請求を行うことがあります。
  - イ 当該企業等の決定を取り消したうえで、次順位者を繰り上げて新たな貸出先とするか、再公募を行うことがあります。

## 第5章 決定方法等

提出資料により、第2章1に掲げる応募資格及び同章2に掲げる本市のシェアサイクル運営基準を全て満たしていることが確認できた企業等のうち、各公有地の1区画ごとの提案金額（使用料（基本分）申出額（年額））が最も高い企業等を貸出先の相手方に決定します。

なお、複数者からの使用申出があった場合、2区画以上の区画数を有する公有地については、企業等は全ての区画について使用を申し出しが可能ですが、当該企業等は全ての区画数を独占して借用できないものとし、1者につき使用が認められる区画数は原則、「最大区画数（2区画以上の数）－1」の区画数までとします（全区画に対して1者のみ応募の場合は除く）。

（例）2区画の場合は1区画まで、3区画の場合は2区画まで、4区画の場合は3区画まで

また、企業等が使用を希望する区画については、優先順位の設定が可能です。

当該公有地に使用を申し出た企業等の数が区画数に満たない場合や、使用辞退の申出等により使用者がなくなった場合は、上記の原則に則り、より提案金額（使用料（基本分）申出額（年額））が高い企業等から順に、空きのある区画の貸出しについて、本市から企業等に対して使用の提案を行います。

貸出相手方として決定した企業等には、令和8年1月中下旬に文書で通知する予定です。

また、公有地貸出しに係る申請手続や、使用料（基本分）の納入方法については、結果通知後に別途、お知らせします。

※ 応募に当たっては、第4章2の留意事項を御確認ください。

※ 公有地貸出しに係る許可条件については、**資料2～5**を参照してください。

## 第6章 その他

### 1 スケジュール（予定）

内 容	時 期
募集要項の公表、報道発表	令和7年12月5日（金）
応募書類及び質問書の受付開始	令和7年12月8日（月）
質問書の受付締切	令和7年12月12日（金）まで
質問書への回答・公表	令和7年12月17日（水）までにHP上に公開
募集締切	令和7年12月25日（木）
結果通知・報道発表	令和8年1月中下旬
公有地の許可承認等手続の完了	令和8年3月中
公有地貸出し・サイクルポート設置	令和8年4月頃

### 2 問合せ先

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、國近）

TEL：075-222-3565

メール：[jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)